彦根市地元企業優先発注等に係る実施方針

2018.11

1 目的

この方針は、彦根市が実施する公共調達について、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、地元企業への優先発注および市内 産品の活用を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

3 地元企業の定義

]	区 分	定 義
地元企業	市内業者	彦根市内に本社・本店を有する事業者
	準市内業者	彦根市外に本社・本店を有するが、彦根市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積り、入札、契約締結、契約代金の請求・受領その他契約履行に関する権限が与えられたものがいる事業者
市外企業	県内業者	彦根市外(県内)に本社、本店、支社、支店、営業所等を有する事業者
	県外業者	上記以外の事業者

4 市内産品の定義

彦根市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または彦根市内代理店等を仲介して 販売しているものとする。

5 各分野における実施方針

(1) 建設工事

ア 地元企業の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。

なお、技術的難易度の高い建設工事で市内業者では対応できないなど、市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。

イ 分離・分割発注の推進

事業の効率的執行およびコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、分離・分割発注に 努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図るものとする。

ウ 特定建設工事共同企業体(特定 J V) 方式の活用

大規模工事については、市内業者の施工能力の向上を図るため、市内業者を構成員 とした共同施工方式を推進するものとする。

エ 市内業者および市内産品の活用

市内業者および市内産品の活用は、地元雇用の創出、中・長期的な担い手の確保および地域経済の活性化につながるため、市の建設工事の受注者が、下請業者の選定、建設用資材・建設機械の購入・借入等を行う際には、市内業者から優先的に選定・調達し、かつ、市内産品を優先的に活用するよう、入札公告または指名通知を行うときに明記する。

オ 発注の平準化および計画的な発注

工事の発注が平準化されることで、市内業者の受注機会の拡大、担い手の確保および年間を通じた建設機械の効率的な活用につながり、経営の安定化が図られるため、 発注の平準化に努めるものとする。

また、適正な工期の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(2) 建設工事に関連する調査、測量、設計等の委託業務および土木施設維持管理 委託業務

ア 地元企業の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。

なお、技術的難易度の高い委託業務で市内業者では対応できないなど、市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。

イ 分離・分割発注の推進

事業の効率的執行およびコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、分離・分割発注に 努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図るものとする。

ウ 計画的な発注

適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(3) 物品の購入、印刷製本、修繕、上記(2)に掲げる以外の委託業務

ア 地元企業の受注機会の確保

入札参加資格者名簿に登載された事業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。

なお、技術的難易度の高い委託業務で市内業者では対応できないなど、市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。

イ 市内産品の活用

市が行う各種行事の記念品等の発注に当たっては、可能な限り市内業者を選定し、市内産品を活用するものとする。

ウ 計画的な発注

適正な委託期間の設定に配慮し、計画的な発注に努めるものとする。

(4) 指定管理者への地元企業の活用に向けた要請

ア 地元企業の受注機会の確保

指定管理者制度において、管理業務の目的を損なわない清掃、警備等の業務で、あらかじめ市が承諾した業務の一部を再委託する場合の事業者の選定は、可能な限り市内業者(市内業者での対応が難しいときは準市内業者)に配慮するよう、担当課は、指定管理者に対して要請を行うものとする。

イ 地域住民の雇用および地元企業からの資材等の調達

指定管理者制度において、必要な管理運営業務に従事する職員については、可能な限り地域住民の雇用に配慮するよう、担当課は、指定管理者に対して要請を行うものとする。

また、管理運営業務を行う中で、指定管理者が必要と認める資材等の調達に当たっては、可能な限り市内業者(市内業者での対応が難しいときは準市内業者)から調達し、

市内産品を活用するよう、担当課は、指定管理者に対して要請を行うものとする。

6 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、関係法令等の遵守および予算の適正な執行の観点を踏まえた上で、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、地元企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、市外企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、本実施方針は、地元企業の受注機会の確保を目的とするものであり、地元企業が本市のすべての公共調達契約を受注することまでを目的としたものではない。

(2) 本実施方針の運用に当たっては、地元企業の受注機会の確保および地元企業の育成に 努めるとともに、地元企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。